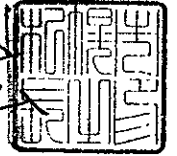


札幌市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第16号

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の2を第3号とし、第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同項に次の1号を加える。

(23) さっぽろ子ども未来基金（以下「子ども未来基金」という。） 子ども
の健やかな成長を社会全体で支えるための諸事業の推進に資する。

- (2) 第4条中「、新型コロナ対策支援基金」を削る。

- (3) 第8条第1項中「及び脱炭素化基金」を「、脱炭素化基金及び子ども未来基金」に改め、同条中第12項を削り、第13項を第12項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定及び第8条第1項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第18条及び第19条中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第5号」に改める。